

防 情 公 審 第 1 7 号

平成30年(2018年)10月23日

防 府 市 長 様

防府市情報公開審査会

会 長 藤 井 武 志

防府市情報公開条例第14条に基づく諮問について(答申)

平成30年6月12日付け防総第410号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

防総第410号

平成30年1月29日付け、防都計第1250号の公文書公開請求に関する部分公
開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

本件審査請求に係る公文書部分公開決定処分で公開するとした文書のうち、3部分公開決定処分の対象となった公文書件名（7）平成〇〇年〇〇月〇〇日付け工事完了届出書関係のうち「X-R s-R m管理図データシート」の測定者欄(以下「X-R s-R m管理図データシート」の測定者欄」という。)に記載されている情報は非公開とすべきである。処分庁のその余の判断は妥当である。

2 審査請求に至る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成29年12月12日	公文書公開請求の受付
平成30年 1月29日	処分庁(都市計画課)から、公文書部分公開決定(防都計第1250号)を、公文書公開請求者に通知
平成30年 1月29日	処分庁(都市計画課)から、公文書公開請求に関する決定(防都計第1250号)を、市以外のものに通知
平成30年 2月13日	市以外のものから審査請求書の受付
平成30年 2月13日	審査請求人から執行停止申立書の提出
平成30年 2月14日	審査庁(総務課)から、関係者に執行停止の通知
平成30年 2月16日	審査請求人から補正書の提出
平成30年 3月 2日	公文書公開請求者から参加許可申請書の提出
平成30年 3月 7日	審査請求への参加について、審査庁(総務課)から、関係者に通知
平成30年 3月13日	審査庁(総務課)へ処分庁(都市計画課)から弁明書の提出
平成30年 4月10日	審査庁(総務課)へ審査請求人から反論書の提出
平成30年 5月10日	審査庁(総務課)へ処分庁(都市計画課)から弁明書の提出

3 部分公開決定処分の対象となった公文書件名

簿冊名「平成〇〇年 開発審査会関係書」

- (1) 平成〇〇年〇月〇日付け開発審査申請関係
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日開催第〇〇〇回山口県開発審査会関係

簿冊名「平成〇〇年起 開発許可申請 関係書（自己用）」

〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（大字〇〇〇〇〇〇〇〇）」

- (3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け開発許可関係
- (4) 平成〇〇年〇月〇〇日付け都市計画法第34条該当に関する申告書
（関連事業施設用）関係
- (5) 平成〇〇年〇月〇〇日付け開発行為変更許可関係
- (6) 平成〇〇年〇月〇〇日付け開発行為変更許可関係
- (7) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け工事完了届出書関係

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

防府市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき公文書公開請求者が行った本件文書の公開請求に関して、処分庁が平成30年1月29日付け防都計第1250号により行った部分公開決定について非公開とすることを求めるというものである。

(2) 審査請求の主な理由

ア 工場造成の際に土地取引に関与し、かつ農地を保有している個人は1名のみであるため、水田埋立による畑地造成届出書が公開されることにより、登記簿による土地所有者と公開情報との紐付けが可能になり、特定の個人が識別され本取引において1名しか存在しない土地所有者と用途がつながることから、特定された土地所有者本人に迷惑がかかるおそれがある。

イ 道路工事完了届（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）の公開は、工事を発注した取引先および当時の代表者、担当者へ迷惑がかかるおそれがある。

5 処分庁の主張要旨

平成30年3月13日付け及び平成30年5月10日付けの弁明書による処分庁の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、公文書公開・非公開決定審査請求書中の審査請求の趣旨については、「土地利用、造成に関する情報の公開中止」とし、審査請求の理由については、「工場造成の際に土地取引に関与し、かつ農地を所有している個人は1名のみであるため、水田埋立による畑地造成届出書の公開により、特定の個人が識別され得るため」としている。これらから、水田の畑地造成と畑地造成後の利用計画が分かるもの全ての非公開を求めているものと考えられるため「水田埋立による畑地造成届出書」の全部非公開を請求するものと判断した。
- (2) 審査請求の理由によると、工場造成の際に土地取引に関与し、かつ農地を所有している個人は1名のみとのことであるが、それは当事者であるからこそ知り得ることであり、そのことと同届出書の公開をもって、特定の個人が識別され得るとはいえない。開発許可申請においても、土地取引に関する書類は、開発許可対象地の登記記載証明書以外の提出を求めておらず、そのことを明らかにする書類は存在しないため、本件公文書の部分公開によってもそれを確認することはできない。
- (3) 開発登録簿は、都市計画法第47条第5項の規定により公衆の閲覧に供され、請求があったときはその写しを交付することとされており、都市計画法施行規則第36条第1項の規定により調書及び図面をもって組成するとされ、同条第2項の規定によりその図面は土地利用計画図とされている。

本件開発許可の開発登録簿を構成する一つである土地利用計画図には畑地造成された場所が図示されており、本件開発許可に係る工場造成と同時に行われた畑地造成の場所については、何人でも閲覧により知り得るものであり、土地利用計画図に示されている情報は、条例第6条第1項第1号アの「法令又は条例の規定により、何人でも閲覧することができる情報」に該当し、非公開情報には当たらない。

しかしながら、同届出書には、土地利用計画図に記載されていない個人情報も含まれているため、住所、氏名、印影、職業、地番といった個人情報については非公開情報に該当するものとして部分公開としており、同届出書の公開により特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれはない。

- (4) 道路工事等完了届には、法人の名称、所在地、電話番号等の法人に関する情報を含んでいる。それらが、条例第6条第1項第2号に規定する法人等情報に該当し、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地

位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであれば、公開しないことができる情報（以下「非公開情報」という。）となる。しかし、都市計画法第47条第5項の規定により公衆の閲覧に供され、請求があったときはその写しを交付することとされている開発登録簿に記載のある情報や、インターネットで公開されており何人でも閲覧できると思われる情報は、条例6条第1項第2号に規定する法人等情報に該当しないので、非公開情報とはならない。

- (5) 以上から、道路工事等完了届については、記載されている法人に関する情報のうち、法人等情報に該当し非公開情報となるものは非公開とし、黒塗り処理をした上で部分公開とすることとしている。同届が公開されることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることは認められない。

6 審査庁及び処分庁に対して行った意見及び説明の聴取の要旨

平成30年7月10日、平成30年8月22日に開催した審査会における審査庁（総務課）及び処分庁（都市計画課）の説明は、概ね次のとおりである。

- (1) 審査庁（総務課）が聴き取りした審査請求人の主張は、個別具体的にこの部分という主張はなく、公開請求されて当事者側や当事者を取り巻く関係業者の情報が出るのが納得できない、当初の意見の中ではこの文書という具体的な表記はあったものの、全て出して欲しくないという主張である。

- (2) 審査請求人に通知した公文書公開請求に関する決定通知書に記載した公文書の件名については、処分庁（都市計画課）が意見照会をした以下の部分である。

簿冊名「平成〇〇年 開発審査会関係書」

- (1) 平成〇〇年〇月〇日付け開発審査申請関係

- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日開催第〇〇〇回山口県開発審査会関係

簿冊名「平成〇〇年起 開発許可申請 関係書（自己用）」

〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（大字〇〇〇〇〇〇〇〇）」

- (4) 平成〇〇年〇月〇〇日付け都市計画法第34条該当に関する申告書

（関連事業施設用）関係

- (3) 8月22日開催の審査会において確認を求められた、公開するとしていた部分である「X-R s - R m管理図データシート」の測定者欄に記載されている情報は、

条例第6条第1項第1号に該当する個人情報である。

7 本審査会の判断

(1) 本件審査請求の審査方針

防府市情報公開条例第6条第1項に「次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開をしないことができる。」との定めがあり、同項第1号から第7号まで公開しないことができる情報（以下「公開しないことができる情報」という。）が規定されている。また、同条第2項に「次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開してはならない。」との定めがあり、同項第1号及び第2号に公開してはならない情報（以下「公開禁止情報」という。）が規定されている。

審査会は、審査請求人の主張が、処分庁が公開するとしていた部分を非公開にしたいという主張であることから、処分庁が公開するとした部分に、「公開しないことができる情報」あるいは「公開禁止情報」が記録されていないかを確認した。

(2) 公開しないことができる情報等の記録の有無について

本件審査請求において、審査請求人から、処分庁が部分公開決定処分で公開するとした部分に、公開しないことができる情報である個人情報や法人等情報が記録されているとの主張がなされているため、これらの情報が記録されているか否かを中心に、公開・非公開についての問題点を審議した。

① 条例第6条第1項第1号(個人情報)該当性

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものについては公開しないことができるとしている。処分庁が公開するとした部分のうち、「X-R s -R m管理図データシート」の測定者欄に記載されている情報は、測定者個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと認められるため、非公開とすることが妥当である。

その他の箇所でも、同号に該当し、公開しないことができる情報は存在しなかった。

② 条例第6条第1項第2号(法人等情報)該当性

条例第6条第1項第2号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事

業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものについては公開しないことができるとしている。公開するとした文書を確認したところ、同号に該当し、公開しないことができる情報は存在しなかった。

③ その他公開しないことができる情報あるいは公開禁止情報

その他公開しないことができる情報あるいは公開禁止情報が記録されていないか、公開するとした文書を確認したところ、いずれの情報も存在しなかった。

(3) 結語

よって、本審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 本審査会の審査経過

本審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成30年 6月12日	・ 諮問書の受理
平成30年 7月10日 (第1回審査会)	・ 審議 ・ 意見及び説明の聴取 (審査庁及び処分庁)
平成30年 8月22日 (第2回審査会)	・ 審議 ・ 説明の聴取(処分庁)
平成30年 9月 18日 (第3回審査会)	・ 審査請求人からの意見の聴取 ・ 答申書に係る審議

9 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	藤 井 武 志
委 員	岩 城 克 枝
委 員	立 山 紘 毅